

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 長嶋 竜弘

### 喫煙等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

9 月 4 日（金）の一般質問でした喫煙等の回答について

2 質問の要旨

9 月 4 日（金）の一般質問で喫煙について取り上げたが「検討させていただきます、早急に」、「早急に答えを出します」との答弁をされています。

本日すでに 2 週間が経過しておりますが、鎌倉市では早急とは一体何日の事を言うのでしょうか。

喫煙などのルールについて早急にお答えを頂きたい。

下記についての整理をどのようにするのかお答えください。

- ・労働基準法（均等待遇）第三条 公平性の問題
- ・労働安全衛生法（事業者等の責務）第三条 喫煙による健康の問題
- ・地方公務員法 第 35 条職務に専念する義務の問題
- ・地方公務員法 第 30 条サービスの根本基準の問題
- ・受動喫煙の問題

3 答弁を求める者

副市長

4 答弁の期限

④（平成 27 年 9 月 30 日まで） ・ 無

（理由：早急にと答弁されているので）